

1 業務の概要

(1) 「仙台市標準学力検査」の実施

仙台市の児童生徒の学力の定着状況を正確に把握する必要があるため、すべての実施対象学年において各教科とも目標準拠評価（絶対評価）による「基礎的知識（身に付けておかなければ後の学年等の学習内容に影響を及ぼす内容や、実生活において不可欠であり常に活用できるようになっていることが望ましい知識・技能等）」を問う観点別学力検査問題と、「活用する力（基礎問題と対比した上での応用問題を解く力のような狭い意味でなく、実生活において基礎的な知識及び技能を活用し課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を含む力）」を問う検査問題を実施する。

- ① 具体的な検査の名称 「仙台市標準学力検査」とする。
- ② 検査用紙及び解答用紙の様式 受託者の様式によるものとする。

(2) 「仙台市生活・学習状況調査」の実施

仙台市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が独自に作成した質問調査を「仙台市生活・学習状況調査」として実施する。

- ① 具体的な検査の名称 「仙台市生活・学習状況調査」とする。
- ② 調査及び回答の様式 市の様式によるものとする。

2 検査対象の数及び実施教科

検査及び調査対象となる児童生徒数の目安及び教科は以下のとおりである。なお、対象児童生徒数については、下記4に記載する「検査の実施期日」に実施した実児童生徒数をもって確定数とする。

(1) 実施対象校及び対象児童生徒数（令和8年5月1日在籍数による見込み数）

仙台市立小学校 116校

- ① 小学校新2年（7, 151人） 生活・学習状況調査
- ② 小学校新3年（7, 312人） 国語・算数の2教科、生活・学習状況調査
- ③ 小学校新4年（7, 655人） 国語・社会・算数・理科の4教科、生活・学習状況調査
- ④ 小学校新5年（7, 911人） 国語・社会・算数・理科の4教科、生活・学習状況調査
- ⑤ 小学校新6年（8, 313人） 国語・社会・算数・理科の4教科、生活・学習状況調査
- ⑥ 特別支援学級在籍児童（1, 495人） 個々の状況に応じて実施する。

仙台市立中学校（64校）・中等教育学校（1校） 65校

- ① 中学校新1年（8, 154人） 国語・社会・数学・理科・英語の5教科、生活・学習状況調査
- ② 中学校新2年（8, 131人） 国語・社会・数学・理科・英語の5教科、生活・学習状況調査
- ③ 中学校新3年（8, 215人） 国語・社会・数学・理科・英語の5教科、生活・学習状況調査
- ④ 特別支援学級在籍生徒（783人） 個々の状況に応じて実施する。

※ 各教科とも教師用として、学級数分を別途準備すること。

※ 教師用として、検査実施説明書を準備すること。

3 検査料等

1人1検査・調査の単価（消費税等を含む。）に実際に受検した児童生徒数を乗じた額とする。

4 検査の実施期日

令和9年4月13日（火）を原則として、学校行事の都合や欠席児童生徒数等にも配慮し、4月12日（月）～4月16日（金）に実施することとする。

ただし、感染症等の児童生徒個別の事情への対応による実施期間として、4月19日（月）～4月23日（金）を設ける。

5 検査の内容

○「仙台市標準学力検査」

- (1) 検査問題は、前年度末までの学習内容とするが、検査の目的が、前年度の学習内容の定着状況の把握であることに留意すること。学習指導要領に定める目標や内容に準拠し、すべての実施対象学年において「基礎的知識（身に付けておかなければ後の学年等の学習内容に影響を及ぼす内容や、実生活において不可欠であり常に活用できるようになっていることが望ましい知識・技能等）」を把握できるものであること。加えて、「活用する力（基礎問題と対比した上での応用問題を解く力のような狭い意味でなく、実生活において基礎的な知識及び技能を活用し課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を含む力）」について児童生徒の現状を的確に把握できるものであること。「社会科」等において、学習指導要領上、学習内容やテーマが選択できる単元等を取り上げる際には、その内容及びテーマを選択しなかった学校が不利にならないように対策を講じること。また、学校がどの問題を選択したのか確認できるような手立てを講じること。
- (2) 検査問題は、仙台市の児童生徒が使用している教科書に準拠したものであること。（教育委員会ホームページ参照。）
- (3) 検査時間は、小学校は各教科 40 分、中学校は各教科 45 分とする。
- (4) 国語と中 2、中 3 の英語の検査には、リスニング及び作文などの記述による問題を含むこと。
- (5) 中 1 の英語については、20 分程度リスニングテスト及び記述による問題とし、「聞くこと」「読むこと」「書くこと」の領域の定着度を問う検査とする。
- (6) 「活用する力」を問う検査問題については、各教科について、全体の 30%程度設けること。（中 1 英語を除く）
- (7) 検査問題については「知識・技能」「思考・判断・表現」の 2 観点及び領域別の目標実現状況が的確に把握できるものであること。
目標実現状況とは、達成目標を設定し、それに向けてどの程度達成できたかを示したものとする。偏差値などの相対評価とならないように十分注意すること。
なお、各教科における評価の観点については、文部科学省が発出した「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」（平成 31 年 3 月 29 日文部科学省初等中等教育局長通知）を参照すること。
- (8) 達成目標の設定値は、「基礎的知識」において、教科ごとの小学校の平均値は 70 を中心に、中学校の平均値は 65 を中心に、「活用する力」において、教科ごとの小学校の平均値は 50 を中心に、中学校の平均値は 45 を中心に、それぞれプラスマイナス 5 の範囲内とする。なお、小・中学校ともに設定値 40 を下回る小問は設定しないものとする。
- (9) 検査の客観性・妥当性・信頼性等が、厳正かつ明確な根拠によって保証されていること。特に、達成目標の設定値については、問題数及び内容との関連による検討や予備実施等の結果を踏まえるなど、より客観性を高めた上で決定することとし、より精度を高めたものであること。
- (10) 問題数及び内容、達成目標の設定値は教育委員会と協議の上、決定することとする。また、(1) の検査の目的を踏まえ、発達段階を十分に考慮して検査時間内（小学校は各教科 40 分、中学校は各教科 45 分）に解答できる問題とし、教育委員会の事前確認を受け調整すること。

○「仙台市生活・学習状況調査」

- (1) 調査の内容については教育委員会が指定した調査問題とする。

6 業務要件等

○「仙台市標準学力検査」

- (1) 各校への問題用紙及び説明書等の配送が、定めた期日＜4 月 6 日（火）＞までに確実に実施できること。
- (2) 各校からの解答用紙等の回収を、定めた期日＜4 月 19 日（月）＞までに確実に実施できること。
- (3) 個人が特定できるように、問題用紙や解答用紙に学校名、学年、組、番号、名前を記入する欄を設けること。
- (4) 「仙台市標準学力検査」の採点・分析・各種データの集計を確実に実施すること。
- (5) 「仙台市標準学力検査」の結果資料を提出＜各学校及び教育委員会＞すること。

以下については、6月8日（火）までに提出すること。

① 学校へ提出するもの

ア) 児童生徒個人票

各教科の観点別に、児童生徒自身が、自分の学習達成状況を確認でき、学習意欲の向上に役立てることができるような工夫がなされている資料であること。その際、苦手な部分に対するフォローアップにつなげるような工夫も行うこと。また、教師が一人一人の児童生徒について、教科ごとの「基礎的知識」の観点別の目標実現状況や、「活用する力」の現状を把握でき、指導に生かせる資料であること。

イ) 観点別学習状況及び評定、応用力の現状一覧

学年・学級及び児童生徒個人の各教科の「基礎的知識」の観点別の目標実現状況と評定、「活用する力」の現状を知ることができる資料であること。

ウ) 領域別学習状況一覧

学級及び児童生徒個人の各教科の「基礎的知識」の目標実現状況と「活用する力」の現状について、領域別に分析した結果を示した資料であること。

エ) 学年及び学級集計表（観点別）

学年全体と学級について、観点ごとの「基礎的知識」の目標実現状況と評定、「活用する力」の現状を市の状況と容易に比較できるように示した資料であること。

オ) 学年及び学級集計表（領域別）

学年全体と学級について、教科の領域ごとの「基礎的知識」の目標実現状況と、「活用する力」の現状を市の状況と容易に比較できるように示した資料であること。

カ) 小問別結果分析表

児童生徒個人の一つ一つの問題についての正誤が一覧できる資料であること。また、学年・学級の誤答や無答の状況、問題ごとの市との状況の比較ができる資料であること。

キ) 度数分布

学年別、学級別、教科別の度数分布が市全体の分布と比較ができる資料であること。

ク) 問題情報一覧

問題ごとに問題概要、問題形式、正答、出題のねらい、学習指導要領との関連、評価の観点、学習指導要領の領域、活用する力などを示した資料であること。

ケ) その他

必要に応じて本市が依頼した視点で分析された資料であること。

② 教育委員会へ提出するもの<市全体を集計した資料>

ア) 学年集計表（観点別）

学年全体について、観点ごとの「基礎的知識」の目標実現状況と評定、「活用する力」の現状を市の状況と容易に比較できるように示した資料であること。

イ) 学年集計表（領域別）

学年全体について、教科の領域ごとの「基礎的知識」の目標実現状況、「活用する力」の現状を市の状況と容易に比較できるように示した資料であること。

ウ) 小問別結果分析表

誤答や無答の状況、問題ごとの市との状況の比較ができる資料であること。

エ) 学校全体表

各学校における教科別学習状況が分かるように工夫された資料であること。

オ) 度数分布

各学校の学年別、教科別の度数分布が市全体の分布状況と比較ができる資料であること。

カ) 問題情報一覧

問題ごとに問題概要、問題形式、正答、出題のねらい、学習指導要領との関連、評価の観点、学習指導要領の領域、活用する力などを示した資料であること。

キ) その他

必要に応じて本市が依頼した視点で分析された資料であること。

(6) 各学校及び教育委員会からの検査に関する質問及び、集計方法や分析に関する質問等に、迅速かつ適切に対応できる体制を整えておくこと。また、集計資料送付後にも、教育委員会の求めに応じて、分析資料を提供すること。

- (7) 個人情報の保護に対する万全の管理体制を整えておくこと。確認のために、検査・採点業務の委託に関し、個人情報の取扱いに係る外部委託契約の内容及び遵守状況について、事前及び採点・集計等の実施期間中に視察させること。
- (8) 業務の履行期間は、令和8年12月1日から令和10年3月31日までとすること。

○「仙台市生活・学習状況調査」

- (1) 教育委員会が作成した調査項目について、C B T (Computer Based Testing) による調査で行うこと。
- (2) 実施期日等
4月12日(月)～4月26日(月)を実施期間とし、その中で学校が実施日・時間を設定して行うものとする。
- (3) 学力と生活状況等の相関関係を分析するため、「仙台市標準学力検査の結果」と「仙台市生活・学習状況調査の回答」を紐づけられるようにすること。
- (4) 「仙台市生活・学習状況調査」の各種データの集計を確実に実施すること。
- (5) 「仙台市生活・学習状況調査」の結果報告書を提出く各学校及び教育委員会>すること。
①以下については、5月14日(金)までに提供すること。
- ア) 学校に提供
- ・当該学校の学年及び学級ごとに集計されたもの
当該学校の学年・学級の生活・学習状況について市全体の状況と比較ができる資料であること。
- イ) 教育委員会に提供
- ・学年集計表
仙台市全体の学年ごとの生活・学習状況について集計された資料であること。
 - ・学年及び学級集計表
各学校の学年・学級の生活・学習状況について市全体の状況と比較ができる資料であること。
- ②以下については、6月8日(火)までに学校及び教育委員会に提供すること
- ア) 学校に提供
- ・①のアで学校に提供された資料に関する当該学校分の電子データ
- イ) 教育委員会に提供
- ・①のイで教育委員会に提供された資料に関する電子データ
 - ・全個人一覧表の電子データ
児童生徒個人の学力検査結果と生活・学習状況が分かるように工夫された一覧であること。
- ウ) その他
必要に応じて本市が依頼した視点で集計された資料であること。
- (6) 各学校及び教育委員会からの検査に関する質問及び、集計方法に関する質問等に、迅速かつ適切に対応できる体制を整えておくこと。また、集計資料送付後にも、教育委員会の求めに応じて、集計資料を提供すること。
- (7) 個人情報の保護に対する万全の管理体制を整えておくこと。確認のために、検査・集計業務の委託に関し、個人情報の取扱いに係る外部委託契約の内容及び遵守状況について、事前及び採点・集計等の実施期間中に視察させること。
- (8) 業務の履行期間は、令和8年12月1日から令和10年3月31日までとすること。

7 その他

- (1) 分析結果・実践報告等の作成に際し、検査問題の一部を記載することについて許可すること。ただし、原作者に著作権が発生する場合等は協議の上、決定する。また、教育委員会ホームページで報告書の問題の一部が記載されている頁を公表する場合は、協議の上、公開する。
- (2) 令和7、8年度の標準学力検査、生活・学習状況調査個人毎(小学校3年生以上)の結果と令和9年度の個人毎の結果がどのように変容したのか分かる個人毎の経年変化一覧表を7月上旬までに教育委員会に提出すること。なお、令和7、8年度の結果データは教育委員会から提供する。
- (3) 学力検査及び生活・学習状況調査の実施期間中、各学校の求めに応じて即対応できるような体制をとること。

- (4) 本仕様書の定めに従って業務を履行するとともに、本仕様書に定めていない事項については、必要に応じて、仙台市教育局学校教育推進部学びの連携推進室を窓口として、協議の上、履行すること。また、業務の遂行に関しては、教育委員会の指示に従うこと。
- (5) 本業務委託の実施にあたっては、本仕様書及び次の特記仕様書等を遵守するものとする。
- ・ 行政情報の取扱いに関する特記仕様書
 - ・ 個人情報等の取扱いに関する特記仕様書